

近世吉野林業の構造

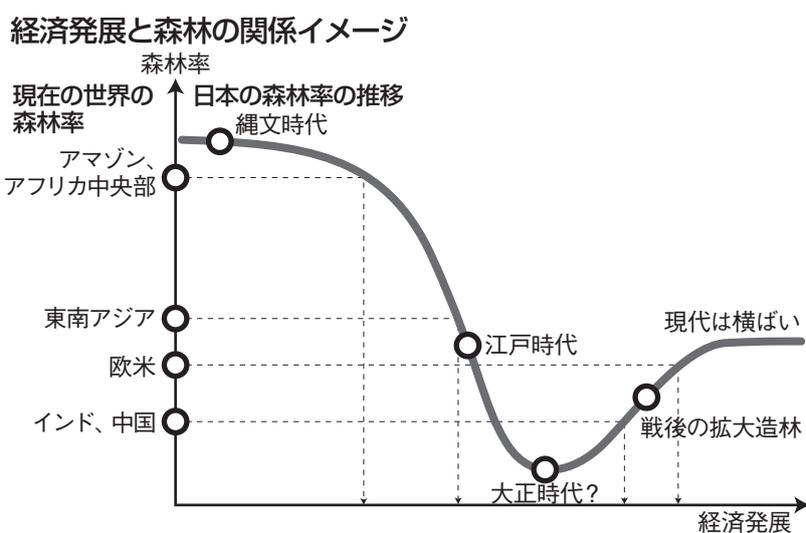
－ Basic Structure of Yoshino Forestry in the Edo era －

渡 辺 邦 博

WATANABE Kunihiro

1. はじめに

江戸後期の浮世絵師歌川広重（1797-1858）の「東海道五十三次」、例えば「平塚」には、森に下草が全然なく、木は痩せ地でも育つ松ばかりで、はげ山に近い情景が描かれていると指摘される。当時の日本人は、木を資源、燃料として大量に使っていたのだと言われる。¹他面で、ある日の朝日新聞掲載のグラフによる²と、わが国は、経済発展の進展にともなって森林を減少させてきたが、第二次世界大戦後の復興のために造林を推し進め、森林面積は、1950年代前半に比べておよそ2倍の44億立方メートルにも達し、日本は、青森ヒバ、秋田スギ、木曽ヒノキから成る三大美林、吉野スギ、天竜スギ、尾鷲ヒノキから成る三大人工美林までも有する世界でも指折りの森林国であり、森林が減少している訳ではない。ところが、本年（2011年）朝日新聞1月6日付け³は、「2011年は国連の定めた「国際森林年」であって、世界各地で追いつめられる「緑」の実情を知り、守り育てる意思を確かめあう1年にしたい。現在地球上では、日本の国土の2割にあたる森林が消滅しており、生態系が失われ、温暖化が加速されている。農家の耕作放棄地に比べ、話題になることが少ないが、近郊の山では間伐されない人工林が昼でも暗く寒々とした状態である。私たち日本人は、新緑や紅葉は愛でるが、林業には縁遠い。日本の国土の7割は森林が占め、世界屈指の森林国だと言うのに、国民ひとりあたりで割れば、とたんに「貧林国」となる現実」を記述している。



1「日本の森林 「孤独死」寸前」、WEDGE, September 2010, p.27.

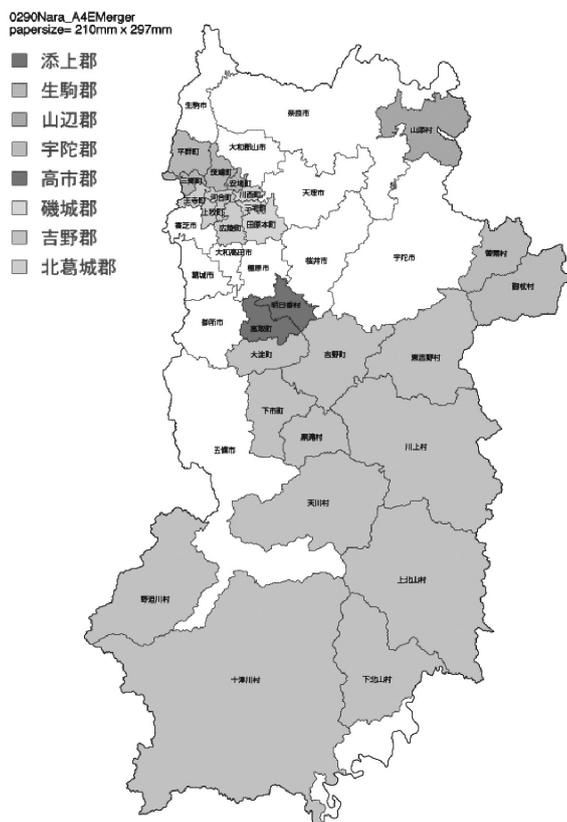
2 朝日新聞、2010年12月2日、夕刊。

3「天声人語」、朝日新聞、2011年1月6日。

さらに、奈良県を代表する地場産業・林業は「存亡の危機」に直面している。かつては全国に先進性を誇った技術によって生産された木材が売れない、売れたとしても安くコストに合わないのである。⁴

林業とは、森林の持つすべての機能を十全に発揮できるように人間が営む活動ないしは営為と解する。そして、森林には、木材の供給を筆頭として、かつては薪炭、山菜・キノコなどの食料、薬用材料・木製の繊維、松根油・漆などの各種の森林生産物をもたらし、私たちの生活を豊かにしてくれる役割と、山から流れ出る水の力を弱めて洪水を防止し、土砂の崩壊・流出を防いで河川流域の安全を守り、暴風や塩害を防いで、住宅・生産環境を保護し、緑にあふれた自然を提供して、私たちの生活環境を保全する機能が存在するであろう。生産林業と、保全林業と言われる次第である。木を「伐る」という営みと「伐らない」という営みの双方をバランスよく両立させるのが今日的な林業に求められていると思われる。⁵

奈良県の県土面積に占める森林面積は、日本全体とそれとほぼ同様に7割以上、その森林も9割以上が民有であ



4 スギ科の常緑高木で、奈良県を代表する産業・林業の産物である吉野杉は、好適な立地条件に恵まれ、早くから植林が行なわれてきた。歴史的建造物の多い奈良の地では、16世紀まで遡って移植の記録が残る。江戸中期には屋久島のスギ種を移入して品種の改良をはかり、杉植裁法は、広範囲に伝播したと伝えられる。また、吉野川から和歌山を經由して大坂市場に輸送された杉は、畿内の酒造地における伍丸として長らく名声を博したのであった。平凡社、世界大百科事典を参照した。

5 田中敦夫。「森林を守れが山林を殺す」、『時事評論』、2004年10月21日。

る。とりわけ、日本最古の造林とされる吉野林業⁶は、県の林業を代表する産業であり、密植・多間伐、長伐期の育林技術によって、年輪幅の狭い良質の木材を産出して来た。林業に従事するのは、5ha未満の小規模林家が9割を占めているが、占有面積の割合では、50ha以上の大面積経営林家がおよそ5割にのぼる点が特徴である。しかしながら、先進国日本の一般的な傾向である少子高齢化によって、就業者の減少と高齢化が進行する反面、平成に入ってからスギやヒノキの平均価格が下落し、素材である木材生産も、それを加工する製材工場も減少の一途をたどり、育林に不可欠な森林施業、間伐の滞りが指摘されている。

こうした現状に対して、近年の吉野地域では、人工建築材料に押されて用途を減少させている間伐材をコピー用紙に転用する試みがなされたり、コスト削減に成果を求めて材木の切り出しのための幅2.5メートルの高密度路網整備に展望を開こうとしたり、戸建住宅の間取りの中からの和室の減少傾向に対抗して、木を生かした住宅材料市場を開拓しようとする試み、などが行われており、私たちがそれを見学・研修することができた。⁷



1000メートルにも達する山頂まで開かれた路網

その吉野林業の特徴として、密植、多間伐、高（長）伐期によって構成される施業体系、他面で、近世半ばからの借地林制度、山守制度と呼ばれる森林管理制度、村外山林所有者による大規模な経営規模が、上記のように挙げられる。こうした諸特徴は、歴史的に成立した吉野地域独自のものであって、その後の歳月を経て変容を遂げているとは言え、現在のもなお吉野林業の中核を成している。

2. 吉野林業の構造

以下では、吉野林業にアプローチするための手がかりとして、吉野林業の施業体系が成立した近世の吉野林業に関する先学の研究成果⁸を検討することで吉野林業の本質に迫る作業を行いたい。

まず、本書の目次をあげておこう。

6 通例<吉野林業>と称される地域は、吉野川上流の奈良県吉野郡にある川上村、東吉野村、黒滝村の3村で構成される地域とするのが常識である。左記の地図を参照。

7 奈良県農林部林政課・上田一仁課長補佐、川上村森林組合・南本泰男代表理事、川上産吉野材販売促進協同組合・上寫逸平代表理事、清光林業株式会社・岡橋清元取締役会長、岡橋清隆副社長、の皆様には、ご多用のところ、私たちの聞き取りや現地見学に快くお応えいただき、感謝いたします。産経新聞・奈良版、2010年10月10日、17日、24日、31日に連載された記事「木を見て森を見てー吉野林業の再生に挑む」も参考にさせていただきました。

まえがき

序章

本章の課題

- 第1節 吉野林業地帯
- 第2節 材木生産を機軸とした吉野林業の発展構造
- 第3節 完全な民営林業
- 第4節 小農型林業
- 第5節 材木商人と小農型の流通機構
- 第6節 小農型林業と借地林業制
- 第7節 先行諸研究
- 補論1 借地林業概念とそのイデオロギー的役割

はじめに

- 第1節 借地林業概念の検討
- 第2節 保護制度
- 第3節 借地林業概念の形成
- 第4節 イデオロギーとしての借地林業

第1部 吉野林業発展史

第1章 吉野地方における育成林業の開始

本章の課題

- 第1節 材木の生産
- 第2節 育成林業の萌芽
- 第3節 材木生産の主体
- 第4節 大坂市場との接触

第2章 小農型林業の生成

本章の課題

- 第1節 吉野林業地帯の成立
- 第2節 材木生産の発展
- 第3節 流通機構の整備
- 第4節 小農型林業の始まり

第3章 小農型林業の発展

本章の課題

- 第1節 材木生産の発展

第2節 植林の広がり

- 第3節 小区画・密植・多間伐・長伐期施行体系の成立
- 第4節 小農型林業の確立過程
- 第5節 惣村山分解と村方構造
- 第6節 材木方の成立
- 第7節 山元主導の流通機構の確立

第4章 小農型林業の変質

本章の課題

- 第1節 材木生産の発展
- 第2節 流伐機構の確立
- 第3節 材木諸問屋
- 第4節 借地林業制の広がり
- 第5節 材木方の活躍

補論2 土倉家山林関係文書の実証的研究

第2部 吉野林業の担い手

第5章 小農型林業と材木商人

本章の課題

- 第1節 材木商人の性格
- 第2節 奥郷の材木商人
- 第3節 口郷の材木商人
- 第4節 材木商人間の対抗
- 第5節 枡家の経営分析
- 第6節 盛口家の経営分析

小括

第6章 小農型林業と材木組合

本章の課題

- 第1節 材木方の成立
- 第2節 吉野材木方の組織と活動
- 第3節 材木方の共同と分裂

小括

あとがき

500ページを超える大著となった本書は、既発表の論文をベースとして、体系的に編成されなおした研究書である。「まえがき」にも、林業の歴史をフォローすることに対して、「安易に温故知新などごまかすことはできない」、「歴史を学んだとて、そう簡単に将来展望が見えてくるものではないが、先達の苦勞の跡を知ることによって、そこから勇気を得てほしい」と述べられている。おそらく、タットマンの評言「20世紀の日本が貧困に打ちのめされた農民社会ではなく、豊かな緑の列島として生きのびることができた」こと、それには、吉野に代表される採取から育成的な林業への移行に、学ぶことが少なからずあることを知悉された上でのことであろう。

本書は、補論1編を含む序章、「近世」吉野林業の歴史的展開を取り扱う同じく補論1編を含み、4章から構成

8 研究成果とは、谷 彌兵衛著『近世吉野林業史』思文閣出版、2008年1月31日刊である。すでに数多くの書評・紹介があるが、私が参照しえたのは、井上正行『地方史研究』第58巻3号、2008年6月1日。笠原正夫『社会経済史学』第75巻第4号、2009年11月25日。脇野博『日本歴史』第731号、2009年4月1日。である。参照はできていないが、以下の書評がある。谷山正道『奈良歴史研究』第73号、2010年1月31日、芳賀和樹『林業経済』第61巻8号2008年11月20日、田中淳夫『農林経済』2008年4月14日。

される第一部、研究史上では比較的等閑視されてきた分野であるが、吉野林業の流過程を構成した材木商人、および材木商人の同業組合であった材木方を論じた第二部から成っている。第一の補論は、本書ではいささかそれ以外の実証的な諸章とは性格を異にして「借地林業概念」の解析とその含意を示唆するもので、各種の書評でも慎重な意見が出されている。⁹それに対して第二のそれは、著者が1995年に研究に専念されることとなり、天理図書館に所蔵されている、かつての大山林地主の膨大な土倉（どくら）文書を検討された結果であった。それは、近世後期の吉野林業の俯瞰を与える意図をもち、本書の中でも独自の位置を有している。

第一部は、あえて注記しておきたいが、16世紀に始まる吉野における植林を基点とした「近世」吉野林業の、生成と変質の歴史であって、＜小農型＞（この概念についても、識者の中でも意見が少なくない）林業の生成から、＜借地林業制＞への移行・変転が、取り扱われる。

第二部は、吉野林業の細胞とも言える＜小農型林業＞の重要な構成要素としての、また著者が＜材木生産＞こそがキーであるとしながらも、生産地と消費地を媒介する流通の役割を、とりわけ吉野林業においては「不可欠の課題」（p.100）として重視されるのであるが、材木の流過程を担う、材木商人と材木組合の分析にあてられている。

ただ、本書は、あくまでも近代的な資本主義的林業以前（p.57）の、「近世」吉野林業史を取り扱った書物なのである。

研究方法についても、議論があるとは推察するが、ここでは、重要な＜小農型林業＞、＜借地林業制＞と言う概念的な問題の当否はあえて棚上げにして、現在の吉野林業においても形を変えて通底した部分を形成している＜吉野林業の原型＞を理論的に整理するべく、本書の結論部分ともいえる「序章」を中心に、林業研究への第一次的な接近をしたい。

以下歴史的生成物である吉野材の要諦を、本書に従い押さえておこう。

今日市場において吉野材は、山元立木価格が、平成15年度の杉・檜共に全国一であるが、通直・無節直幹・芳香・美麗にして、強材であって、こうした材質は、紀伊山地の自然条件と独自の施業体系の賜物である。その造林、伐出、流送の技法は、ほぼ18世紀に確立したものと考えられる。

吉野林業と称されるものの起源は、近世当初の人口成長と都市の発展による材木需要の増大に求められるが、その需要に対応するため百姓は、所有する山畑に植林して零細な林業を兼ねることとなった。伐期は20年程度の短期であり、その結果中小径材市場を念頭に置いた＜小農型林業＞（p.4、本書のページ数を以下このように表記する）が成立した。百姓は、続く17世紀には惣村林にも増植したが、吉野川の浚渫により流筏が可能になると林業は一層の進展を見て、18世紀初頭には集落から見える所は全て杉山というまでになった。

18世紀に吉野材が酒樽に使用されるようになると、奈良県で村外の地主・商業・高利貸資本によって有利な投資先とみなされる程の林業が進展する一方で、競争にさらされた結果としての＜小農型分解＞（p.4）を緩和するため、土地と立木の所有権が分離、所有と経営も分離する事態が発生した。いわゆる＜借地林業＞（p.4）である。ただし、投資家側の目的は材木売却による収益にあったから、林業経営は地元百姓に委ね、材木も在村材木商人が購入の上、商品化した。この＜借地林業＞（p.4）によって、小農型林業は＜変質＞（p.5）したが、その基本は維持されて、19世紀にはそれが支配的な経営形態となった。

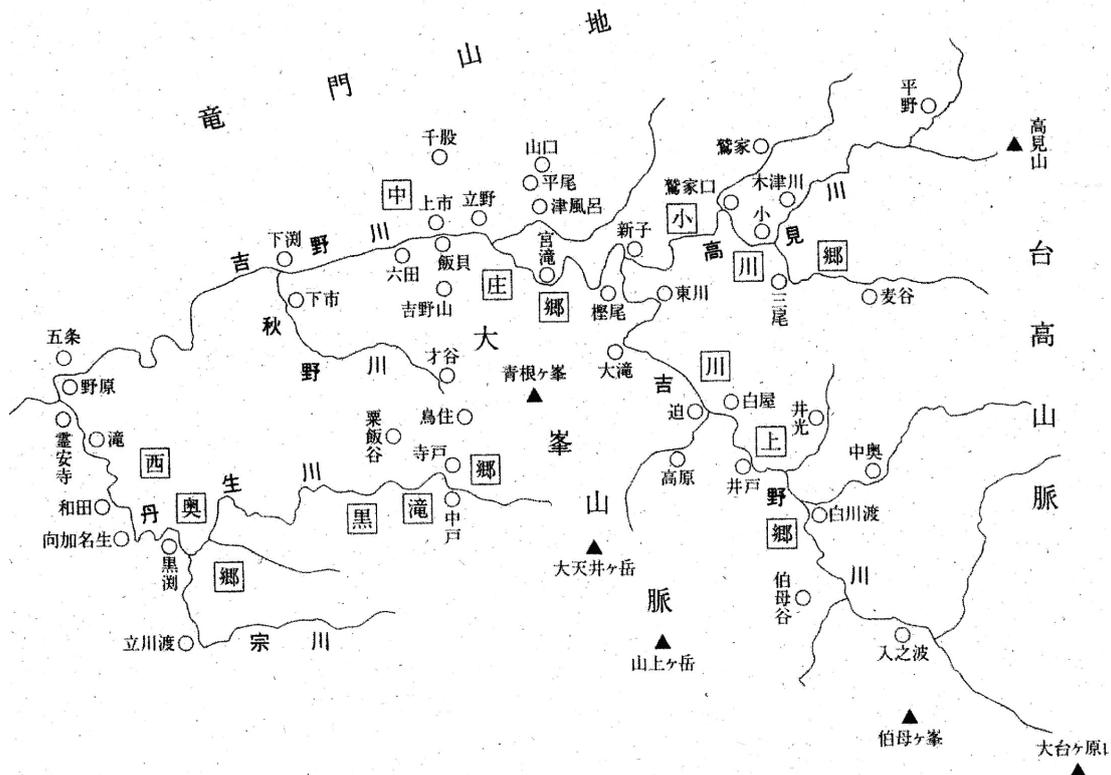
9『社会経済史学』所載の笠原論文92ページを参照。

著者は、前者の〈小農型林業〉をもって、近世吉野林業の「コア」(p.5)とみなす。¹⁰

著者の面目躍如とする議論であるが、一体吉野林業とは何を持ってするのか？この問題に、著者は、私たちがよく目にする吉野林業の広義の定義として吉野郡全体のそれを、狭義のそれを吉野川流域の林業とする便宜的な解決¹¹を退けて、〈吉野川中上流域・高見川流域・丹生川流域で営まれる林業であり、その地域を吉野林業地帯〉(p.5)と明確に定義する。行政区画でいえば、奈良県吉野郡川上村・東吉野村・吉野町・下市町・黒滝村・五條市西吉野町・大淀町¹²となる。吉野郡南部の北山川流域と十津川流域は、熊野川(新宮川)の上流で、林業とは言ってもその歴史や特徴は大きく異なると解するのである。河川流域を異にすることは、決定的であって、吉野川を下って和歌山から大坂に回送される材木と、北山川・十津川を下り新宮経由で、江戸に至るそれとは異なるとの考えである。¹³

吉野川、北山川、十津川の3系統の河川のうち、吉野川流域では、近世初頭から民営林業が発達して、18世紀に小区画・密植・多間伐・長伐期といった施業体系が成立し、その後土地と立木の所有権が分離し、いわゆる〈借地林業制〉(p.7)が始まったし、材木商人の材木方の活躍が一般的であった。それに対して、北山川流域では、

吉野林業概念図



10 私は、この「コア」としての小農型林業の基本的構造をしっかりと踏まえようとするものである。小農型林業から、借地林業への移行の詳細は、本章の第2節から作成した後掲略年表を参照のこと。〈借地林業制〉に移行した後もその本質が残るのか否か、これは重要な問題である。

11 すでに私も、この広狭の定義をあちこちで聞かされている。例えば、奈良県農林部林政課発行の小冊子『吉野林業』でも、「吉野林業といわれている地域は、広義には吉野郡全体を指している。その成立の経緯などからみて、一般にはもっと狭い範囲、即ち奈良県の中央部を東西に流れる吉野川の上流域にある川上村、東吉野村、黒滝村の3村で構成されている地域をいう」とされている。

12 ただし、吉野川北岸の大淀町を含むかどうかについては、議論がわかれる。

13 谷氏の著書、8ページ所載の「吉野林業概念図」を参照。

江戸幕府への御材木の制度、つまり木年貢の遺制によって特徴づけられる。最後の十津川流域については、山の険阻なこと・十津川の流筏への不適切さによって、固有の林業が発達し難しかった。つまり、3地域は、それぞれ自然・歴史条件の相違によって、一言で吉野郡と言っても、一括して吉野林業とするには無理があるとの立場である。

さて、林業に対するアプローチに対して、著者は明確に〈材木生産〉(p.9)の発展を時系列で追跡することであるとする。従来の研究は、林業政策・林野制度・林業経営・林業技術・流通機構などに偏しており、生産が脇役でしかなかった。林業経済史を学として確立するためには、個別的事例研究から脱して、全体構造を見通す、発展段階論からの歴史的規定を与えることでなくてはならないとする。

立ち入った事実は、本書を参考に作成した〈吉野林業略年表〉を参照して頂きたいが、吉野林業は、〈小農型林業〉(p.11)から、いわゆる〈借地林業〉(p.13)へと転回した歴史を持つと理解されている。

上記三系統の河川流域の比較から明らかなように、いわゆる吉野林業が展開された地域は、そもそも育林が発生しなかった十津川流域はまず除外すると、御林木として北山川・熊野川を何流して新宮から江戸へのルートをとった北山地方とは異なり、天領でありながら、植林から販売まで幕府の掣肘・補助が存在せず、水田に恵まれない僻

吉野林業史略年表	
中世	修験道の中心吉野 吉野山の需要に対する天然材木の切り出し
16世紀	畿内都市の発達 材木生産の増大
16世紀の最後の4半世紀	天然材木から 育成林業 へ 惣村主導
17世紀	山元の百姓 材木需要に対応して各自の所有する山畑に植林(20年程度の小径木)開始。小農民の自立の時期 小農型林業
17から18世紀	所有地に隣接する惣村への植林。林業村への移行。 享保の頃には、集落から見える限りの山が杉山となる。 生産地に大中小の商人輩出、身分は百姓だが、意識と行動は商人。育林者にして商人。 流域組合=郡中材木方の成立 小農型林業に適合的な流通機構
18世紀	下流地域の商人から、奥郷の材木商人の主導へ。←奥郷大商人の台頭
享保期(1716-1736)	樽丸生産の開始 灘清酒容器への利用吉野杉の名称拡大 樽丸としての生産期間、80年から100年 伐採期の延長、 小区画・密植・多間伐・長伐期の施業体系確立
18世紀後半	材木生産の拡張→小農型林業の変質 小規模生産者の山林売却 中流下流地域の商人の買取、ただし、山林経営は地元の百姓に委ねる→ (所有と経営の分離) 借地林業の成立 究極的には、山地の売却へ 小農型林業の解体・分解

地ではあったが、温暖多雨の紀伊山地、吉野川・紀ノ川という天然の輸送路、大消費地大坂まで一泊二日といった政治・経済・自然条件をいかせる主体が存在したこと。柚人に代表される技術者集団、上市の本善寺、下市の願行寺などの人脈、浄土宗の裕福な商人が国中・大坂・江戸との物資流通に精通していたことなどの複合的要因の結果、〈民営林業〉(p.14)が、成立することとなったのである。江戸幕府がこの地域に関心を持たなかったことは、例えば同じ吉野郡でも隣接する熊野川流域6村には森林面積比で7.8%国有林が存在するのに、吉野林業地帯には同じく1.3%しかないことでわかるのである。¹⁴

さて、すでに江戸時代に確立していた吉野林業には、明治に至るまで地元の関係者による系統だった書物が存在しなかった。もちろん、近世の代表的な農書には、吉野林業についての記述がある。元禄の頃、「失意の浪人」学者・宮崎安貞（1623-93）によって密植・短伐期・多間伐の施業方が紹介され¹⁵、また天保の頃「江戸時代三大農学者」とされた大蔵永常（1768-1860?）によって、長伐期施業が詳しく記述¹⁶されている。¹⁷しかし、吉野に特有とされる<施業体系>（p.21）が対象化されるのは、明治20年から30年にかけて、土倉庄三郎や森庄一郎によって、体系的に紹介されるのを待たなければならない。土倉庄三郎は、100年間にわたる13回の間伐から生じる林業の多収益を、「以テ杉檜ヲ修養セハ其結果ノ善良疑ヒナカラン乎」と胸を張ったと言われる。享保以降の樽丸生産の開始によって、密植・多間伐・長伐期という施業体系が確立したのである。¹⁸

つぎに吉野林業の担い手の問題がある。著者の言われる<民間林業>は、いったい誰によって行われたのか。著者の答えは、零細な百姓が、各自の所有山畑や惣村山に、いっせいに植林を開始し、家族労働によって労働力が充たされたと考える。ある程度数字が整った近代になってからであるが、東吉野村三尾の調査によって、施行面積は、最高でも二反六反余、最低で二十三歩であった。それ以外の白屋村の統計でも一反未満の山地が70%を超えており、17世紀以来の零細百姓の身の丈にあった林業が看取される。これをもって、吉野林業の施業体系＝密植・多間伐・長伐期に加うるに、小区画も特徴とされるのである。

さらに、著者の議論の中核ともなる、<小農型林業>についての異論・疑問を検討して、立論の補強が行なわれる。

まず、著者は、半田良一氏に従い、この小農型林業を「前提としての農民的土地所有に基礎をおき、主として家族労働によって行なわれる林産物の小商人生産」と定義する。その場合でも、小農的育林業とはいわない。なぜかと言えば、百姓は伐り出しや販売も行なうので、小農的林業と言ってもよいが、育林だけを行うのではないと考えるからであろう。ただ、著者は、これを「零細な百姓が主体となって営んでいる林業ということに過ぎない。」と、してそれ以上に立ち入ることを留保している。この点、概念・分析装置を争うのではなく、あくまでも事実・実態の把握を最終目標としていると私は解釈する。¹⁹

しかしながら、重要な議論であるから、いくつかの論点をここで整理されている。

争点の第一は、吉野林業の経営形態を、<小農型林業とするのか、それとも地主型林業と把握するのか>ということである。結局著者は、<小農民的林業>（p.26）の根拠が堅固であるとの立場をとるが、その場合留保として、論者の前提が小農民的林業を独立自営農と解釈できるかどうか、そして後者は資本主義的な発展に接続するものであるから、吉野林業の場合、資本主義的な林業に発展するようなものではなかったので、小農型林業に力点を置いた

14 ついでながら、こうした説明の節々に著者の「心意気」がうかがえるが、「郡中材木方取締書」を引用しつつ、明治になってからの政府の命令に抗した商人たちの面目に、著者も同じうするところがあると推察する。同書、17ページ。

15 宮崎安貞『農業全書』岩波書店、1977年、292ページ。

16 大蔵永常『広益国産考』岩波書店、1977年、88ページ。

17 筑波常治『日本の農書』中央公論社、1987年、95&187ページ。

18 これを私は、技術体系と解釈する。

19 この点は、農業によるある程度の自立が可能かどうかが重要な論点であって、ほとんど田畑に期待できない山野にあって、もともと吉野の場合、特に食糧の自給自足は望めない条件のもとで生活を余儀なくされていたのだから、豊かな地域よりも、商品経済に入り込む必要があったからこそ、<商才>に長けざるをえなかったと考える。そうした強いられた自立が、いわゆる農民的土地所有について言われるようなものと同じように論じてよいのかどうか、気になるところである。『日本歴史』127ページにおける脇野博氏の指摘を参照。

解釈には与することができないと言う立場に対して、二つの林業を連続的なものと解釈する立場を否定するのではないが、吉野林業の場合には、地元の小農民によって形成、発展させられた、ただその点を強調するのだと言われる。

さらに、小農型林業を擁護する著者は、明治31年刊の『吉野林業全書』の研究を踏まえて、生産過程である〈育林〉以外も含めた再生産部門が重要とするが、中世以来の小農型林業には、小区画であるため多額の資本は必要でなく、小農が、川の浚渫、流筏による輸送システムの主体であり、15世紀から国中と後背地を結ぶ二大商業地であった上市・下市の商人のネットワークに吉野材は乗ることができた、などの根拠によって、あえて言えば、生産を媒介する運輸・流通の整備も整っていたと主張する。

もちろん、商品経済の浸透によって、〈封建的な小農民経営〉(p.29)は分解をせまられたのだが、18世紀後半からの借地林業制の拡大にもかかわらず、仮に山林の売却を迫られたとしてもまだ開発の余地がある山林が存在したし、多間伐施業法により数年毎に収入が入った。さらに、天下の台所・大坂では元禄以降人口が激増したので、吉野材は都市需要に事欠かなかった。こうした要因が、著者も言うように、農民的経営の分解を「阻止しえなくとも緩和する」(p.31)条件とはなつたと解釈する。

著者をあえて代弁すると、材木の生産はもとより、運輸ならびに流通課程まで、小農民自身か、あるいはその主体性のもとで、とりおこなわれていたと考えるのである。

この、小農的な林業が、吉野林業の原型であり、借地林業制によって、変質を遂げた後も、吉野林業を考察する際の有効なモデルであると、評者には考えられる。

次に、小農型林業によって生産された吉野材の、運搬・販路獲得を担った、材木商人の役割はどうであったか。これが、その後借地林業制に変転する以前の小農型林業を補完するないしは、表裏の関係にある要素として存在していた。

著者は、山林を所有し、林業に従事する〈林業者〉と、材木商人を峻別する。材木商人とは、「材木の流通部門、すなわち材木の伐り出しや売買を担当した素材(伐出)業者である」(p.31)と定義する。それに対して、山林所有者＝林業者は、生産者であると解釈していると思われる。²⁰ただ、商人とは言っても、身分は百姓であり、基本的には農山村に居住する。

そうした材木商人には、奥郷(山元)、川上・小川・黒滝などの材木生産地の商人と、口郷(在郷村)、上市・下市などの商人に分別することができ、前者は材木の伐り出しに、後者は材木の輸送と販売に従事した。

当然のことながら、両者はその出自を異にしている。山元の材木商人はもともと農耕や材木の伐り出しに従事しており、その中から商才のある者が商人となつたのであり、口郷の商人はすでに中世から商人であった。

また、山元の材木商人は、検地によって耕作権を保障され、年貢負担の義務のある本百姓で、吉野地方では公事家と称された。規模はともかく、農地と山林を所有して、自給レベルでの食糧を生産した。そして、近世初期には伐り出しだけに携わり、自力で大坂や国中市場と接触したのではなかった。

20 こうなると、もともと奥郷などでは、零細な百姓が隣接する山野に植林することで始まった吉野林業は、緩やかではあつたろうけれども、育林業をもっぱらとする林業者と、日々の労働のウェイトが伐出にかかっている材木商人に、いつの間にか分業・分化したことになる。この点をどう考えるか、私は少し猶予が必要だと思われる。

他方で、口郷商人は、前述のようにすでに商業を営み、15世紀後半から富裕な商人であり、蓮如が本善寺（上市）と願行寺（下市）を開基してから浄土宗に帰依し、大坂との間に繁多な往来を形成した。金・物・情報のネットワークを随伴したのである。

このネットワークに乗り、京・大坂の建設需要に応じて、口郷商人は、多品種を扱う商人から材木専門に、さらには中継だけでなく、金融業も兼務した仕入問屋に転化する場合も生じたのである。〈商業の拡大〉

また、山元の材木商人は、財力を目安として、3つの層に分類される。① かなりの山林を所有して、自己資金で商売する商人（著者は、大材木商人と称する）、② ある程度の山林を所有して、資金不足を同業者や問屋から借り受けながら商売する商人（同じく、中材木商人商人）、③ 山林を所有せず、信金の借りで商売する商人（小材木商人）、である。

以上のような材木商人は、川上郷村白屋村で言えば、村民の三分の一、その場合でも大半が中小の商人であった。つまり、多品種生産を支えたのは、多数の中小商人たちによって可能であった。小単位の売買が支配的であったのは、地元土倉家という「金融機関」に恵まれていたため、外部への資金的な従属が回避できたこともある。

こうしてみると、育林・伐出・流通の過程から構成される林業の全過程が、同一人格で完結するか、さもなくとも同一村内ないしは同一郷内で完結するのが、〈小農型林業の理想型〉（p.34）ということになる。

全過程の終着点は、利潤の実現の場、流通過程であって、それはもっぱら材木商人の双肩にかかっている。著者は、それを〈小農型林業のキーパーソン〉（p.34）と命名する。小農型林業は、彼らの経営の安定に依存するのである。²¹

この商人の活躍は、流通機構上のさまざまな慣行、封建的規制によって、保護を受けていた。それは、小区画の錯綜した林業地帯を抜って他人の山林を通過して出材することが可能でなければならない。慣行上その保証が存在した。零細な商人が切り出した材木が少量であっても、他人の筏と組み合わせて一つにまとめ、下流へと流すことができた。その筏の編成場所が、溜堰（たまりぜき）である。さらに、商人の組合は、国中地主や商人による山林所有は認めても、材木販売は禁止した。こうした規制に守られて、山元の零細な材木商人でも商売を継続できたのである。²²

著者が生産過程を重視するからといって、流通過程の重要性を看過する訳ではない。むしろ、材木商人なくして、小農型林業は成り立たなかったとするからこそ、本書でも、材木商人・材木方に多くのページを割いているのである。

その点に関する〈開拓的〉な泉英二論文に対する批判がある。

和泉氏が材木流通を機軸に吉野林業を捉えたのは評価する。立木年季売りの開始をどうみるかについては、これを軽視する泉氏を退け、やはり小農型林業の分解の始まりとしないわけには行かない。近世中期＝元禄から宝暦までが、小農型林業の発展期であり、後期＝宝暦から幕末までが、その変質＝分解の過程とみなければならない。所有権の移転は、看過できない点である。19世紀のある時点で量的な変化が質的な変化に転化したのであると、自

21 不安定な材木商人を〈キーパーソン〉とする小農型林業は、もともと文字通り不安定なものだから、借地林業制度への移行もまた不可避的だったのである。

22 流通上の保護を受けたのは、山元の商人たちだけだっただろう。中流下流や、国中の商人を許せば、たちまち彼らは苦境におちいったであろう（p.35）、と言っているから。

らの説を強調する。

以上のような材木商人の同業組合が〈材木方〉(p.38)である。

河川流域の郷には、材木方が成立し、それを郡材木方が統括していた。郷材木方の下には、材木商人が結集していた。

材木方の成立は、古くは元文6年=1741年であって、起源は口役銀²³の徴収組織とみられる。当初は、村方で徴収していた口役銀が、輸送量の増加に伴い、専門の組織として成立した。これは幕府公認の組織ではなく、材木商人の自主的自律的組織であった。これは、一定の金銀を納入すれば誰でも加入できたものである。

その業務のうち、最も重要なのは、例えば溜堰の構築のような流通機構の整備であった。

この材木方は、和歌山・大坂の材木問屋や紀州藩に対抗する力を持った。慎むべきは、生産地である山元が、都市の間屋制資本の支配下にあったと先験的にみることである。²⁴

この小農型林業は、18世紀半ば、宝暦年間に借地林業制へと変質を始める。

借地林業とは、〈地元百姓が立木を村外者に年季売りして、自らは山守となって山林を経営し、間伐・皆伐時に材木の売代銀から数%の歩口銀を受け取り、皆伐後跡地を返してもらおうシステム〉(p.40)である。また、立木ではなく山地(裸地)を年季売り(一定期間貸与する)して、借地者に植林させ、立木の年季売りと同様の経営をする方法もある。土地所有と立木所有が分離して、所有と経営も分離する。小農型林業の変質である。

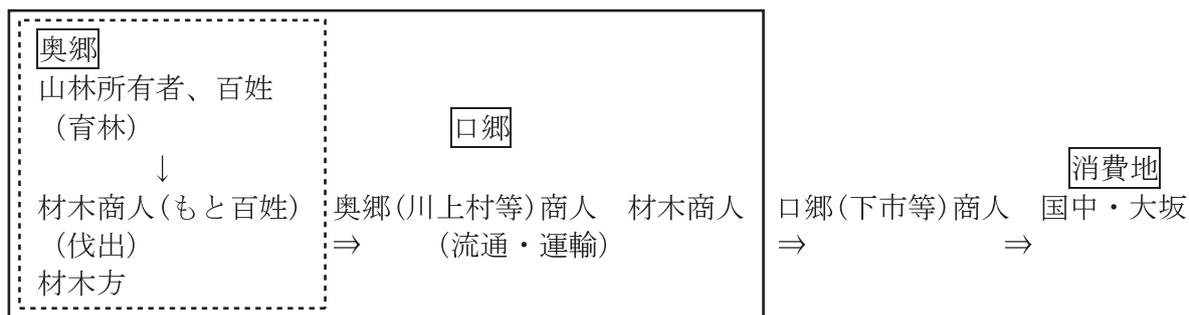
借地林業の解釈については、今なお決着が付いていないと思われる。それは、本書に対する各種の書評にもうかがわれる。それ故、私は今回それに立ち入るつもりはない。本書でも、簡潔に諸説が紹介吟味されているが、それを参照した。

以上の内容から、吉野林業のアイデンティティーであり、またその原型を成す、小農型林業を簡潔に図式化してみたい。それによって、その後の借地林業、あるいは近代以降の吉野林業を理解する縁となると思われるからである。

この地域の循環が完成するためには、流通を担当する商人の働きを不可欠なものとしていた。ただし、生産と域内流通が連携し、消費地である国中・大坂との間に介在して流通・金融に特化する役割を持つ上市・下市の商人たちが、和歌山・大坂に対抗して、地域の利害を代弁できたとしても、この循環は、域内の消費によって完結しない。やがて、域外である灘地方の樽丸生産の開始をきっかけに商品経済が拡大して、小農型林業が分解を迫られ、いわゆる借地林業に転変して、土地利用と所有が分離しても、小農型林業の基本線は維持されたと解釈されるが、樽丸生産を要請・生産するのは、域外の消費地であった。仮に口郷商人をも含むとしても、吉野林業地域の循環メカニズムは、常に不安定に陥る状態を免れない。所有と経営の分離によって山守制度を考案し、リスクを回避する方法が出現したが、商品経済に伴う不安定要因が消滅した訳ではない。吉野林業の経営形態が、江戸末期から明治にかけて、あるいは明治の近代化の過程で、いかに変貌するのか、それは本書の対象外の問題である。

23 幕府による材木輸走税か? p.14を参照。

24 要するに、地元商人が主体的かつ自律的だったことである。



3. むすびにかえて

著者の成果の個々の論点については、その都度注という形で、私の考えや疑問を提示した。実証をふまえつつ、なおかつ理論的な立場を堅持したまま大著にまとめられた力業には敬服し、その成果から今後の林業研究のいくつかのヒントをえたいと思う。その一つが、〈小農型林業〉と言うモデルである。自然と人間との間の物質代謝過程、さらにそれが異なる歴史的な形態規定をとりながら展開する一つの典型として、近世に成立した吉野地域における「小農型林業」、これを把握することによって、今後の研究基盤を形成できると考えるものである。

おそらく、日本各地に世界に誇るべき（天然か人工かを問わず）森林造成が存在している。そうした地域の知恵に学び、また木造高層ビルなどの建設も存在すると言われるグローバル化した世界の中での、諸外国の実践に学ぶことで、吉野林業に対する理解を一層豊かなものとして行かなければならない。